

たばこ税等の手持品課税申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	通信日付印	※平成 年 月 日
平成 年 月 日 税務署長殿 知事殿 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) (☎ - -)		
	申	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)		
	告	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)		
	者	同上代理人	(印)		

下記のとおり、平成22年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ	本則税率分	⑥ 本	1.75	⑭ (⑥×1.75) 円	⑳ 円
	軽減税率分	⑦ 本	0.831	⑮ (⑦×0.831) 円	㉑ 円
パイプたばこ	① g	⑧ (①×1) 本	1.75	⑯ (⑧×1.75) 円	㉒ 円
葉巻たばこ	② g	⑨ (②×1) 本		⑰ (⑨×1.75) 円	㉓ 円
刻みたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本		⑱ (⑩×1.75) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本		⑲ (⑪×1.75) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本		⑳ (⑫×1.75) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑬ (⑥～⑫の合計) 本	税額の合計額 (100円未満切捨て)	㉑ (⑭～⑳の合計) 円 00	㉒ (㉑～㉖の合計) 円 00
				納付すべき税額	㉓ (㉑又は㉑-㉒) 円 00

区 分	課税標準となる 製造たばこの本数	1本当たりの 税率	税 額 (1円未満切捨て)
本則税率分	道府県税	⑳ (⑥+⑧～⑫の合計) 本	㉑ (㉑×0.43) 円
	市町村税		㉒ (㉑×1.32) 円
軽減税率分	道府県税	㉑ (⑦) 本	㉓ (㉑×0.205) 円
	市町村税		㉔ (㉑×0.626) 円

区 分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	㉑ (㉑+㉓)	㉒	㉔ (㉑又は㉑-㉒)
市町村税	㉒ (㉒+㉔)	㉓	㉕ (㉒又は㉒-㉓)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所 在 地	名 称
	(〒 -) (☎ - -)	
	(〒 -) (☎ - -)	

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、通信日付印欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

申告者控用
 ◎納期限は平成23年3月31日です
 税理士法第三十三条の二の書面提出
 署名・押印
 (印)

たばこ税の手持品課税納税申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 税務署提出用 </div>
平成 年 月 日 税務署長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) (☎ - -)			
	申告者	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)		(印)	
	同上代理人			(印)		
下記のとおり、平成22年10月1日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。						
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額	
紙巻たばこ	本則税率分	⑥ 本	1.75	⑭ (⑥×1.75) 円	⑳ 円	
	軽減税率分	⑦ 本	0.831	⑮ (⑦×0.831) 円	㉑ 円	
パイプたばこ	① g	⑧ (①×1) 本	1.75	⑯ (⑧×1.75) 円	㉒ 円	税理士法第三十条の二の書面提出 (有) (有)
葉巻たばこ	② g	⑨ (②×1) 本		⑰ (⑨×1.75) 円	㉓ 円	
刻みたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本		⑱ (⑩×1.75) 円	㉔ 円	
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本		⑲ (⑪×1.75) 円	㉕ 円	
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本		⑳ (⑫×1.75) 円	㉖ 円	
所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥～⑫の合計) 本		税額の合計額 (100円未満切捨て)	㉑ (⑭～⑳の合計) 円 00	㉒ (㉑～㉖の合計) 円 00	
				納付すべき税額	㉓ (㉑)又は㉑(㉑-㉒) 円 00	/
税務署整理欄						
修正申告の場合の当初申告年月日	※	平成 年 月 日	確認	※	納期限	署名・押印 作成税理士
通信日付印	※	平成 年 月 日	確認	※	平成23年3月31日	
台帳等整理	※	徴収カード等整理	※			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称		
	(〒 -) (☎ - -)					
(〒 -) (☎ - -)						(印)

(注) ※印欄には記入しないでください。

平成 年 月 日 知事殿 申告者	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)			
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
	同上代理人	(印)			

道府県たばこ税の手持品課税

申告書
修正申告書

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)
紙巻たばこ	本則税率分	⑥ 本	★⑥ 本
	軽減税率分	⑦ 本	★⑦ 本
パイプたばこ	① g	⑧ (①×1) 本	★⑧ 本
葉巻たばこ	② g	⑨ (②×1) 本	★⑨ 本
刻みたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本	★⑩ 本
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★⑪ 本
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本	★⑫ 本

所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥~⑫の合計) 本	道府県整理欄		
	通信日付印	※ 平成 年 月 日	確認	※

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)
本則税率分 道府県税	⑳ (⑥+⑧~⑫の合計) 本	0.43	㉓ (⑳×0.43) 円
軽減税率分 道府県税	㉒ (⑦) 本	0.205	㉕ (㉒×0.205) 円

区分	税額の合計額	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額
道府県税	㉔ (㉓+㉕) 円	㉖ 円	㉗ (㉔又は㉔-㉖) 円
納期限 平成 23 年 3 月 31 日			

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	(〒 -) (☎ - -)	
	(〒 -) (☎ - -)	

(注) 1 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。
2 整理番号欄及び道府県整理欄には記入しないでください。

税理士法第三十条の二の書面提出
税理士法第三十三条の二の書面提出
(有) (有)
署名・押印
作成税理士
(☎)
(印)

平成 年 月 日 市区町村長殿	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)			
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
	申告者	同上代理人	(印)		

市町村たばこ税の手持品課税

申告書
修正申告書

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)
紙巻たばこ	本則税率分	⑥ 本	★⑥ 本
	軽減税率分	⑦ 本	★⑦ 本
パイプたばこ	① g	⑧ (①×1) 本	★⑧ 本
葉巻たばこ	② g	⑨ (②×1) 本	★⑨ 本
刻みたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本	★⑩ 本
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★⑪ 本
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本	★⑫ 本

所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥～⑫の合計) 本	市町村整理欄		
	通信日付印	※ 平成 年 月 日	確認	※

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)
本則税率分	市町村税	本	⑳ (⑬ × 1.32) 円
		1.32	㉑ (⑬ × 1.32) 円
軽減税率分	市町村税	本	㉒ (⑭ × 0.626) 円
		0.626	㉓ (⑭ × 0.626) 円

区分	税額の合計額	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額
市町村税	㉔ (㉑ + ㉓) 円	㉕	㉖ (㉔又は㉕ - ㉕) 円
納期限 平成 23 年 3 月 31 日			

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	(〒 -) (☎ - -)	
	(〒 -) (☎ - -)	

(注) 1 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。
2 整理番号欄及び市町村整理欄には記入しないでください。

税理士法第三十条の書面提出 (有)

税理士法第三十三条の二の書面提出 (有)

署名・押印
作成税理士 (☎)